

# 2013年12月議会要録速報

## 1 知事の政治姿勢について

おさべ；県行政を運営していく立場から、特定秘密保護法についての所見は。

知事；その範囲や運用を巡って原子力発電所の情報など住民の安全にかかわる情報についての懸念や、国民の知る権利に対する議論など、さまざまな懸念が示されている。こうした懸念が払拭されるよう適正な運用がなされることが必要だ。

おさべ；国の来年度の予算編成に当たり、地方交付税の特別枠などを削減するとの報道があるが、現在の経済状況をふまえると削減すべきでないと考えている。

知事；わが国経済は、デフレ脱却からの萌芽の段階。持続的回復軌道に乗っていない。消費税増税後の景気の先行きに不安の残る現状では、財政拡大を図るべきであり、地方交付税の削減は景気の腰折れにつながるものと懸念している。

おさべ；総務省の有識者会議が、法人住民税の一部を国税に切り替えて地方交付税として再配分を求める報告書をまとめたが、今後の地方税源の確保に向けて税源の遍在是正方策はどうあるべきか伺う。また、そのためどう働きかけてゆくのか。



知事；遍在の是正は、本来、国ではなく、地方自らが税源涵養のインセンティブの確保などに配慮しつつ、配分を決定できる地方共有税などで対応することが望ましい。全国知事会などを通じて国に働きかける。

おさべ；知事就任以来 1200 人を超える人員が削減される一方で、正規職員は災害対応に優先的に充てられ、その他の業務は有期雇用の臨時的任用職員が多く配属され支障をきたしていると聞くが、こうした職員の配置に係る知事の認識と方針を伺う。

知事；災害対応などの一時的な業務量の増加に対しては、任期付職員の任用など業務実態に応じた様々な手法で職員を確保することが適切であると考えている。また、簡素で効率的な行政運営を実現するため、業務の必要性においてメリハリのある職員配置に努めてまいる。

おさべ；政府が検討している国家戦略特区での解雇ルールの特化、労働時間法制の見直し、解雇の金銭解決、限定正社員制度の普及などの規制緩和の動きは、実現されると使用者にとっては都合が良くても、労働者の権利を大きく損なう恐れがあると考え、これら労働規制について所見を伺う。

知事；労働制度の見直しについては、さまざまな意見があるが、労働者が自らの意思で仕事を選択し、活躍できる雇用環境が重要である。労働者の保護や雇用慣行のあり方に十分配慮して検討が進められるべきだ。

## 2、原発問題について

おさべ；原発事故に関する情報や、SPEEDI の情報、廃炉に関する情報までが公共の安全と秩序維持の名のもとに特定秘密の対象にされる懸念が払拭できないが。

知事；福島原発事故でも情報が隠ぺいされ、住民避難に重大な影響が出たことから、懸念の声は当然であり、住民の安全にかかわる情報は、立地自治体に提供されるべきだ。

おさべ；事故の完全な収束もできず、知事の言う労働環境の改善もなされない中で再稼働を目論み申請した東電の安全意識、道義的責任の欠如について強く指摘すべきでないか。

知事；広瀬社長から、安全より経営を優先することはない旨の発言や第三者の目を入れて安全を確認したいということで早期の申請を希望したもので、立地住民の不安に寄り添うため、条件付きで承認した。なお、東電の安全意識、道義的責任の欠如については従前から指摘している。

おさべ；規制委員会への東電の説明に、第 2 ベントは中長期的対策として原子炉建屋隣接地下に設置とある。中長期的対策ということは第 2 ベントの設置がなくても稼働できるということか、また、原子炉同一建屋ではなく、隣接地下に設置で安全性が確保されるのかの考えか。

知事；第 2 フィルタベントは、県の主張に沿ったものと理解。具体については防災局長に答弁させる。

防災局長；これまでのフィルタベントの基礎は、中越沖地震で火災を起こした 3 号機所内変圧器とことになっており、懸念を持っていた。第 2 ベントについては、地下埋設型であり、建屋と接続する構造なので、放射性物質が直接放出される危惧は減少したと評価。

おさべ；東電に対し県は、ベントの運用手順について申し入れを行い、一方柏崎市長は規制委員会に審査の進め方を確認したいとしている。バラバラな感じがする。一体的に対応すべきでないか。

知事；住民避難などにおける役割が県と市村では異なるため、対応がすべて同じということではないと考えている。

おさべ；県としてフィルタベントについて、現在何が議論され、今後どのような事項の検討審査を、いつ頃までに行うのか、その見通しにつて伺う。

防災局長；技術委員会で検討するため、同委員会事務局に県、柏崎市、刈羽村、東電などから構成する調査チームを設け、基本的なデータや情報を収集・整理しているところだ。これを踏まえ、今月中（12月19日）に予定している技術委員会で、議論の方針を確認して頂く予定。なお、避難計画との整合が取れない場合は、ベントの性能に影響が及びることから、今後のスケジュールについては見通せない。

おさべ；規制委員会は「過酷事故時、セシウム 137 で 100 テラベクレルまで容認」としているが、過酷事故レベルの背景が示されず、その他の核種は何の規制も示されていないことについての所見は。

知事；規制委員会は、事故時に放出される放射性物質の量のみ規制し、住民の被ばく線量限度は示していない。住民の安全を考えずに、設備の性能のみを審査するというのであれば、「何のための審査なのか」を説明してもらいたいと考えている。

おさべ；希ガスや有機要素などの放出量について東電に確認しているのか、フィルタベントへのそう入力量も各種米に明示させているのか。

防災局長；セシウム 137 以外の希ガスやヨウ素等のあらゆる核種についても、東電に対して放出量を試算するよう要請している。

おさべ；技術委員会に提出された東電の資料に、メルトダウンの発表について、「正しい情報がなかった」「メルトダウンの用語の定義が定まらなかった」と記載されているが、全く納得できない。まだ真実を隠し、真摯に検証する姿勢に欠けていると思うが。

知事；議員ご指摘のとおり、東電は真摯に事故を検証する姿勢に欠けるように思う。事故の当事者として、情報開示をしっかりと行って頂きたい。

おさべ；技術委員会の課題別ですカッションの会合は非公開で行われたが、県民の安全性に関する関心の強さを考えれば公開で行うべきであると考えているが。

知事；技術委員会の意見を尊重したい。県として、委員会の議論の状況を県民に分かりやすく伝えるよう努めてまいる。技術委員会の考え方については防災局長より答弁させる。

防災局長；技術委員会で、東電の社員が委縮せず、率直な意見交換を行うために、まずは非公開がよいとの委員からの意見もあり、非公開とした。忌憚のない議論をすることにより、真実を追求していくことも重要と考えている。

おさべ；東電は柏崎原発について、審査中の6, 7号機を2014年7月に、1, 5号機を15年春に、2, 3, 4号機を16年までに再稼働するとの見直しを作業中の新しい総合特別事業計画に盛り込むとの報道があった。経営優先で安全認識のかけらもなく地元無視も甚だしいが。

知事；再稼働計画が、祖事業計画に盛り込まれると聞けたとは、承知していない。

おさべ；今後の除染費用や中間施設整備への国費投入は排出者責任の原則に反すると言わなければならない。仮に国費を投入することになるならば、脱原発と東電の破たん処理が前提だと考えるが。

知事；国策で行ってきた原発で、大きな事故が起きたときに、すべて事業者に負担させる現在のスキームには問題があると考えている。しかし、株主や金融機関は責任を取っておらず、負担をすべて電気料金と税金に求めることに、国民の理解を得るには難しく、破たん処理も選択肢の一つ。なお、脱原発は再稼働の可否を別の表現にただけ。福島原発事故の検証総括がなければ、脱原発の議論はできない。

おさべ；原発輸出をトルコと正式合意したが、首相自らの売り込みは、政府が保証してくれると相手に受け止められ、大きな事故があったときに政府が賠償することになるのではないか。

知事；協議内容については詳細を知る立場にないが、現在、政府が国会に承認を求めているトルコ政府との原子力協定には、日本政府が賠償することは明示されていない。原発輸出については、福島事故の検証・総括がないまま原発を輸出しようとしても、他国でも安全性への信頼に、疑問を持たれるのではないかと考えている。

おさべ；先般、IAEA が日本政府に対して提出した、除染に係る中間報告書にある「除染を実施している状況では、20 シーベルトまで許容できる」との考え方について、所見を伺う。

知事；この報告書は、国際機関が出した報告書の一つと受け止めている。様々な考えがあるので、防災局長から補足答弁させる。

防災局長；国連人権理事会の報告では、「科学的な証拠に基づき、リスク対経済効果の立場ではなく、人権に基礎をおいて策定し、公衆の被ばくを年間 1 ミリシーベルト以下に低減するように」と指摘している。また、年間 20 ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会の勧告を根拠として定められた、年間 5 ミリシーベルトという放射線管理区域の基準との間に整合性がない。さらに、原発事故前よりも規制が緩和され、原子力発電所構内より、その敷地外での取り扱いが緩くなるのが問題と考えている。

おさべ；規制委員会は、避難している住民の帰還に向け「年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回することは必須の条件」との見解を放射線防護対策の提言に盛り込む方針である。低線量被曝の健康影響は専門家の間でも意見が分かれていて、何が正しいのかわからないとの指摘がある中、放射能の被害から国民の安全を守るべき規制委員会のこの提言についての所見を伺う。

知事；学説が分かれる場合などは、行政は安全側に立つべきであると考えている。詳細について先ほどの IAEA の報告書と併せて、は防災局長から答弁させる。

防災局長；(前述の IAEA の答弁に統合)

おさべ；県は今議会に柏崎原発の稼働停止に伴い影響を受ける地元企業に、制度融資など経済支援のための対策費を計上している。この対応を評価しているが、本来は国が当然に責任をもって取り組むべきものと考えているが。

知事；原発は国策で進めてきたもので、国のエネルギー政策の変動で、立地地域が被った影響に対しては、国として責任をもって対応すべきだ。国に対しては、引き続き、個々の企業への対応も含めた総合的な対策を講じるよう働きかけてまいる。

おさべ；福島県内で甲状腺がん患者の発生割合が高いと言われるが、実態より過小評価されている恐れがある。命や健康に関する事柄については、むしろ疑わしいとの考えに立って国が対応し、対策を早期に講ずべきと考えるが。

知事；議員指摘のとおり、国は責任をもって早期に必要な対応を講じるべきと考えている。詳細については、防災局長から答弁させる。

防災局長；福島県では、小児甲状腺がんの高い発症率が報告されている。議員指摘のとおり、低線量被曝による人体の影響に関しては学説が分かれており、その場合、行政は安全側に立つべきだ。国際放射線防護委員会の勧告も、ていれべるであっても人体に影響を与え得るという前提で対処していく必要があるとされており、こうしたことを踏まえれば、原子力政策を進めてきた国が責任をもって、必要な対策を講じるべきだ。

おさべ；規制委員会の田中委員長は、規制基準を国際的に相当レベルの高い厳しい基準であると述べているが、本当にそのようなものか所見を伺う。

知事；事故の検証・総括がないまま策定したハードに偏った規制基準のみでは、原発の安全性を確保することにはならないと考えている。規制基準における不十分な例については、防災局長に答弁させる。

防災局長；規制基準の不十分な例について、規制基準には、国際原子力機関の深層防護の考え方における、第 5 層「過酷事故後の対応」が欠落している。また、世界ではメルトダウン事故が起きるという前提で対策を講じている。例えば、欧州の最新の原子力発電所では、解けおちた燃料を受け止めるコアキャッチャーが設けられており、アメリカにおいては、専門の部隊が対応する体制が整えられているが、日本の規制基準ではこのような対策は求められていない。

### 3、TPP について

おさべ；TPP に関して、これまで約 3 年間、政府からほとんど国民に説明が成されていないことについて知事はどのように考えているのか。また政府によって説明がなされない理由については、政府の怠慢なのか、国民に大きな負担を強いることになるために隠しているのか、秘密条項があるためなのか、等色々考えられるが知事はどのように考えるか

知事；交渉内容などについては、交渉ごとであるので、一定の制約があるとは思いますが、国民に対してできるだけ早く説明を行うことが重要であり、再三国に要望しているが、いまだなされていない。国民に早急に説明すべきだ。

おさべ；コメだけでなく、重要 5 項目の関税撤廃の例外化が守れない場合は、当然、交渉から撤退すべきと考えるが。

知事；重要 5 項目については、衆参両院の農林水産委員会で決議されたものである。食糧安全保障や地域社会、文化などを守る観点から、少なくとも主食であるコメは関税撤廃の対象から除外すべきである。仮に、国益が実現されない場合は、交渉過程で撤廃すべきであり、最終手段としても国会で承認しないとする環境を整えておくべきと考えている。

#### 4、新潟水俣病について

おさべ；国の公害健康被害補償不服審査会が 10 月 25 日に行った採決についての所見を伺う。

知事；この採決は、4 月の最高裁判決に沿った対応であり、事実上の政策変更があったものと受け止めていますが、国は依然として認定基準は変更しない方針を崩していない。県としては、最高裁判決の趣旨を踏まえた、抜本的な患者救済の枠組み見直しを、引き続き国に要請してまいらる。

おさべ；新潟水俣病共闘会議など被害者ら 4 団体が、症状の重さに応じた一時金補償等新たな救済制度の確立を求める提言を 9 月にまとめたが、この提言についての評価を伺う。

知事；このたびの提言は、補償額の段階設定に踏み込んでまで早急な救済を望む、被害に遭われた方々などの切実な気持ちの表れだと受け止めている。国は、要望を真摯に受け止め、患者救済に向けて誠意をもって対応してほしい。

#### 5、福祉問題について

おさべ；厚労省が検討している要支援者に対する介護保険制度見直しについては、サービス利用の抑制によって重度化が早まり保険財政の負担を増大させること、消費増税及び給付抑制が生活への負担増をあおることになる等が懸念されているが、これらについてどう考え、どう対応するのか。

福祉保健部長；介護予防サービスのうち、通所及び訪問介護事業は、27 年度から市町村の地域支援事業に移行するが、引き続き、介護保険の枠組みの中で財源が確保され、従前と同等のサービスの提供が可能であり、サービスの利用制限や、個人の負担増につながらないと考えている。県としては、利用者の不安が生じないように、事業実施や住民への周知について、市町村に必要な情報提供や助言を行ってまいりたい。